



熊本県公報

第13216号
令和5年(2023年)
3月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始……………(道路保全課) 1
- 道路の供用開始……………(//) 1
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 4
- 土砂災害警戒区域の指定……………(//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 5
- 土砂災害警戒区域の指定……………(//) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 7
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(//) 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(//) 11
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(//) 12
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(//) 12
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 12
- 道路の供用開始……………(//) 13
- 道路の供用開始……………(//) 13
- 保安林の指定施業要件の変更……………(森林保全課) 13
- 保安林の指定施業要件の変更……………(//) 14

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村計画課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 15
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出……………(商工振興金融課) 15

登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)・6年度(2024年度)熊本
県警察車両メンテナンス業務委託に係る落札者の決定……………(警察本部会計課) 16
- 文化財の指定……………(文化課) 16

告 示

熊本県告示第279号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和5年(2023年)3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字寺迫字今吉 66番地先から 同所 61番1地先まで	115.5	防交

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月29日

熊本県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年（2023年）3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字惣領字中道 1484番13地先から 上益城郡益城町大字惣領字立道 1428番1地先まで	21.3	防交安
		上益城郡益城町大字馬水字上野添 804番7地先から 上益城郡益城町大字安永字居屋敷 559番5地先まで	20.2	

2 供用を開始する期日 令和5年（2023年）3月29日

熊本県告示第281号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松葉E	相良村深水	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第282号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永江	相良村川辺	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
永江D	相良村川辺	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
松馬場A	相良村川辺	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
朝の迫A	相良村川辺	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

松葉A	相良村深水	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
松葉B	相良村深水	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中央A	相良村深水	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中央B	相良村深水	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中央C	相良村深水	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
松葉D	相良村深水	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中央D	相良村深水	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中央E	相良村深水	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
朝の迫B	相良村川辺	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
平原A	相良村柳瀬	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
十島	相良村柳瀬	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
井沢A	相良村柳瀬	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
井沢B	相良村柳瀬	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
平原B	相良村柳瀬	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
松馬場B	相良村川辺	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第283号

土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小川内A	相良村四浦西	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小谷A	相良村四浦西	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
初神C	相良村四浦西	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

田代A	相良村四浦東	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
瀬馳A	相良村四浦西	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
田代B	相良村四浦東	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
田代C	相良村四浦東	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
本屋敷A	相良村川辺	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
廻B	相良村川辺	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上下坂C	相良村四浦東	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上下坂D	相良村四浦東	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
平野B	相良村四浦東	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
上下坂E	相良村川辺	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上川上A	相良村川辺	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
高原A	相良村川辺	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
高原B	相良村川辺	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
高原C	相良村川辺	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
高原D	相良村川辺	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第284号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平A	相良村四浦西	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
廻A	相良村川辺	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
晴山A	相良村四浦東	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
平野A	相良村四浦東	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

平川C	相良村川辺	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上川下A	相良村川辺	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第285号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松葉C	相良村深水	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第286号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上園	相良村川辺	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
松葉	相良村深水	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
並木野	相良村柳瀬	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
新村	相良村柳瀬	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
松葉F	相良村深水	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芝落谷川2	相良村川辺	別図1のとおり	土石流
廻3	相良村川辺	別図2のとおり	土石流
高尾野1	相良村川辺	別図3のとおり	土石流
上川上3	相良村川辺	別図4のとおり	土石流
平野1	相良村四浦東	別図5のとおり	土石流
平野2	相良村四浦東	別図6のとおり	土石流
永江1	相良村川辺	別図7のとおり	土石流

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
椎葉谷川3	相良村四浦西	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
山口谷川2	相良村四浦西	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
六藤1	相良村四浦西	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
永日繰谷川1	相良村四浦東	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
芝落谷川1	相良村川辺	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
芝落谷川3	相良村川辺	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
白木谷川1	相良村川辺	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
平川1	相良村四浦西	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
平川2	相良村四浦西	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり

平川3	相良村川辺、 相良村四浦西	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
廻1	相良村川辺	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
廻2	相良村川辺	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
上川下1	相良村川辺	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
上川下2	相良村川辺	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
上川上1	相良村川辺	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
上川上2	相良村川辺	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
上川辺1	相良村川辺	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
上川辺2	相良村川辺	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
上川辺3	相良村川辺	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
上下坂1	相良村川辺、 相良村四浦東	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
上下坂2	相良村川辺、 相良村四浦東	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり
上下坂3	相良村川辺、 相良村四浦東	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり
上下坂4	相良村四浦東	別図23のとおり	土石流	別図23のとおり
上下坂5	相良村四浦東	別図24のとおり	土石流	別図24のとおり
大曲1	相良村深水、 相良村柳瀬	別図25のとおり	土石流	別図25のとおり
井沢1	相良村柳瀬	別図26のとおり	土石流	別図26のとおり
椎葉谷川4	相良村四浦西	別図27のとおり	土石流	別図27のとおり
芝落谷川4	相良村川辺	別図28のとおり	土石流	別図28のとおり
廻4	相良村川辺	別図29のとおり	土石流	別図29のとおり
上下坂6	相良村川辺、 相良村四浦東	別図30のとおり	土石流	別図30のとおり

(別図1から別図30までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上小鶴A	五木村乙字上小鶴	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上小鶴B	五木村乙字上小鶴	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上小鶴C	五木村乙字上小鶴	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
平沢津B	五木村甲字平沢津	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
平沢津C	五木村甲字平沢津	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
平沢津D	五木村甲字平沢津	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上荒地B	五木村甲字上荒地、 八代市泉町柿迫	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
白岩戸B	五木村乙字白岩戸	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北平	五木村乙字北平	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
平野C	五木村甲字平野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
松尾野B	五木村甲字松尾野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
内谷C	五木村乙字内谷	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
坂下B	五木村丙字坂下、 五木村丙字椿	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
上高野	五木村甲字上高野、 五木村甲字横手	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
入鴨B	五木村甲字入鴨	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
慶地	五木村丙字慶地	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中島A	五木村丙字中島、 五木村丙字土会平	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中島B	五木村丙字中島、 五木村丙字土会平	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
東	五木村甲字東	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
梶原B	五木村甲字梶原	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
下梶原E	五木村甲字下梶原	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
下梶原F	五木村甲字下梶原	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
下梶原G	五木村甲字下梶原	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
下梶原H	五木村甲字下梶原	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

下梶原I	五木村甲字下梶原	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鶴地	五木村甲字鶴地	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
下梶原J	五木村甲字下梶原	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下梶原K	五木村甲字下梶原	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下梶原L	五木村甲字下梶原	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
野々脇A	五木村甲字野々脇	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
野々脇B	五木村甲字野々脇	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
葛の八重B	五木村甲字葛の八重	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
北瀬目A	五木村甲字北瀬目	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
北瀬目B	五木村甲字北瀬目、 五木村甲字南瀬目	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
浜野	五木村甲字浜野	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
平野D	五木村甲字平野	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
築切	五木村甲字築切	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
下梶原M	五木村甲字下梶原	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
九折瀬B	五木村甲字九折瀬	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
八原	五木村甲字八原	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

(別図1から別図40までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古山口谷川	五木村乙字古山口	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
古山口4	五木村乙字古山口	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
古山口3	五木村乙字古山口	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

端海野1	五木村乙字上小鶴	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
端海野2	五木村乙字上小鶴	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
平沢津川2	五木村甲字平沢津	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
下荒地	五木村甲字小野	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
古山口1	五木村乙字古山口	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
内谷川2	五木村丙字上内谷	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
浅見1	五木村丙字中村	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
出ル羽2	五木村丙字出ル羽	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
椿	五木村丙字大藪	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
鳶山川2	五木村乙字鳶山	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
鳶山川3	五木村乙字鳶山	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
西谷川2	五木村甲字宮園	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
栗鶴	五木村甲字栗鶴	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
鶴	五木村甲字横手	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
三浦	五木村甲字梶原	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
高野川3	五木村丙字高野	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
大平2	五木村甲字大平	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
日当	五木村甲字下梶原	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり
小浜2	五木村甲字浜野	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり
白岩戸2	五木村乙字白岩戸	別図23のとおり	土石流	別図23のとおり
白岩戸3	五木村乙字白岩戸	別図24のとおり	土石流	別図24のとおり
平野川3	五木村甲字宮園	別図25のとおり	土石流	別図25のとおり
入鴨川4	五木村甲字屋敷	別図26のとおり	土石流	別図26のとおり
入鴨川3	五木村甲字嶽	別図27のとおり	土石流	別図27のとおり
古山口2	五木村乙字古山口	別図28のとおり	土石流	別図28のとおり

浅見2	五木村丙字中村	別図29のとおり	土石流	別図29のとおり
-----	---------	----------	-----	----------

(別図1から別図29までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第291号

平成28年(2016年)12月9日熊本県告示第1045号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
頭地-3	五木村甲字頭地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
頭地-4	五木村甲字頭地	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
頭地-3	五木村甲字頭地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
頭地-4	五木村甲字頭地	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第293号

平成22年(2010年)4月30日熊本県告示第507号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	--------	-------	---------------------	-------------------------------

椎葉谷川	相良村四浦西	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
椎葉谷川	相良村四浦西	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第294号

平成23年(2011年)4月12日熊本県告示第426号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
九折瀬川-1	五木村甲字九折瀬	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
椎葉谷川 (椎葉谷川1)	相良村四浦西	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
椎葉谷川 (椎葉谷川2)	相良村四浦西	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
九折瀬川-1	五木村甲字九折瀬	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり

(別図1から別図3までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇 土線	八代市千丁町字古閑出 2486番10地先から 同所 696番地先まで	540.0	防交交 (交通安 全)

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月29日

熊本県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉 線	球磨郡山江村大字山田戊字桂ノ谷 322番30地先から 同所 322番32地先まで	80.0	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月28日

熊本県告示第298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東 間下線	人吉市赤池原町 515番2地先から 同所 522番3地先まで	96.9	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月28日

熊本県告示第299号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県天草市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第300号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)
 (2) 指定の目的 水源の涵養
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上天草市(次の図に示す部分に限る。)
 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 上天草市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上天草市(次の図に示す部分に限る。)
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)
 (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)
 (2) 指定の目的 落石の危険の防止
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5 (1) 保安林の所在場所 熊本県上天草市(次の図に示す部分に限る。)
 (2) 指定の目的 公衆の保健
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第204号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部土地改良区理事長甲斐利幸から令和4年(2022年)5月20日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年(2023年)3月17日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第205号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業20街区7画地及び同20街区8画地並びに上益城郡益城町大字宮園字辻710番5の一部、同710番6の一部及び同711番1の一部
 2工区 12,930.86平方メートル
 4工区 43.29平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
 益城町

熊本県公告第206号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ロッキーフ荒尾店
 荒尾市荒尾字中牟田2039番1 他8筆
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下 光伸	熊本市北区植木町植木133番地の1

- 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下 光伸	熊本市北区植木町植木133番地の1

- 大規模小売店舗の新設をする日
 令和5年(2023年)11月16日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,300平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
 建物敷地内 西側及び南側 64台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
 建物南西側 20台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
 建物北側 71.9平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物敷地内 北側 11.2立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 午前9時から午後9時まで
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時30分から午後9時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 3箇所 建物敷地内 南西側、北西側、東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前1時から午後6時まで

8 届出年月日

令和5年(2023年)3月15日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課

令和5年(2023年)3月28日から令和5年(2023年)7月28日まで

10 その他

法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和5年(2023年)7月28日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼

熊本県警察本部公告第17号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県警察本部長 宮内 彰久

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和5年度(2023年度)・6年度(2024年度)熊本県警察車両メンテナンス業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部会計課

3 落札者を決定した日

令和5年(2023年)2月28日

4 落札者の氏名及び住所

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

住友三井オートサービス株式会社 営業推進部

5 落札金額

147,636,720円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条に規定する公告を行った日

令和5年(2023年)1月17日

熊本県教育委員会告示第9号

熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第4条第1項の規定により、次の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

令和5年(2023年)3月28日

熊本県教育長 白石 伸一

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (建造物)	福田寺の五輪塔	1基	熊本県上益城郡益城町木山 236	益城町